

社会福祉法人菜の花会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人菜の花会（以下「法人」という。）の役員並びに評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、法人の理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬)

第3条 役員が理事会に出席したとき及び評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(理事及び評議員の報酬)

第4条 理事が理事会出席以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

- 2 評議員が評議員会出席以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(監事の報酬)

第5条 監事が理事会出席以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務に当たった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(出張旅費)

第6条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

- 2 旅費及び宿泊費は、実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。
- 4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬等は、その都度、現金支給する。

(適用除外)

第8条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第9条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

附則

この規程は、平成29年6月17日（定時評議員会の議決日）より施行する。

平成19年10月26日より施行の役員の費用弁償等に関する規程は廃止とする。

別 表 1

名称	報酬額	実費弁償費
理事会出席報酬等	5,000円	3,000円
評議員会出席報酬等	5,000円	3,000円

別 表 2

名称	報酬額	実費弁償費
理事及び評議員業務報酬等	5,000円	3,000円
監事業務報酬等	5,000円	3,000円

別 表 3

旅費	宿泊費	報酬額	その他
実費	実費	10,000円	実費